

議案第146号

平成25年度さいたま市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成
25年度さいたま市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付
し、及び同法第32条第2項の規定により、平成25年度さいたま市水道事業会計未
処分利益剰余金の処分の議決を求める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人